

岡崎市一般競争入札の公告説明書（建設工事）

岡崎市が行う建設工事に係る一般競争入札の公告の詳細は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市入札参加心得、岡崎市電子入札実施要領、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱（総合評価方式を採用する入札に限る。）及び関係法令に定めるもののほか、この公告説明書によるものとする。

1 入札参加資格について

この入札に参加できる者は、岡崎市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる項目を全て満たしていなければならない。入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結）に基づく排除処置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県税及び国税のうち、本市が指定するものが未納でない者であること。
- (5) 岡崎市税に滞納がない者
- (6) 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分又は入札参加制限処分を受けている期間にない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、再度、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、再度、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 該当する工事の公告の7から12までに定める入札参加資格を満たす者であること。なお、入札参加資格の詳細は、次のとおりとする。

ア 7の地区区分に示す用語は、次に定めるところによる。

(ア) 市内：岡崎市内に建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者

(イ) 市内（北部）：岡崎市内の乙川、男川及び国道1号で2分した北

部エリア（別紙参照）に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者

(ウ) 市内（南部）：岡崎市内の乙川、男川及び国道1号で2分した南部エリア（別紙参照）に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者

(エ) 準市内：岡崎市内に建設業法上の主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を、契約を締結する営業所として岡崎市競争入札参加資格者名簿に登載した者

(オ) 市外：(ア)及び(エ)以外の者

イ 8に示す業種区分に係る入札参加資格の認定を開札日（簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）現在に受けていること。

ウ 9に示す評定値は、8に示す業種区分に係る評定値であり、市内の者は「岡崎市総合評定値」、それ以外の者は「経営事項審査の総合評定値」で、開札日現在に有効な値（市内の者は、当該年度の岡崎市総合評定値、それ以外の者は、開札日（簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）から遡って審査基準日が1年7月以内にある経営事項審査の総合評定値）であること。

エ 10に示す技術者は、建設業法上、8に示す業種区分の技術者になることが可能な資格を有する者で、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。また、配置させる期間は、契約書を取り交わす日から完成届を提出する日までとし、26の書類に記載して提出すること（開札日（簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）現在、他の工事に従事している場合でも、配置予定技術者として申請することは可能であるが、本公告の工事又は他の工事が建設業法上技術者の専任が必要な場合で、契約書を取り交わす日の前日までにその工事の完成届が提出されないときは、落札者の資格を失うこととなる。）。

また、建設業法上技術者の専任が必要な工事以外においては、請負金額及び本数による制限又は工事成績不良による制限により新たな工事の落札者となることができない場合がある。

請負金額及び本数による制限については、一人の技術者の手持ち

工事が次の条件を全て満たした場合、新たな工事の落札者となることができない。

(ア) 手持ち工事の請負金額の合計が4,500万円以上（建築一式工事のみの場合は9,000万円以上）になった場合

(イ) 手持ち工事が3本（建築一式工事のみの場合は2本）になった場合

なお、手持ち工事とは公共工事を対象とし、請負金額とは当初請負金額をいい、変更契約後の金額を含まない。また、随意契約は手持ち工事の対象外とする。

工事成績不良による制限については、工事成績65点未満の工事を担当した主任技術者又は監理技術者は、「工事成績評定に係わる警告書」の通知日から1年間、建設業法上工事現場での技術者に専任が必要な工事以外であっても、複数の工事の主任技術者として兼務することができない。

技術者は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合を除き工事の途中で交代することはできない。受注者の責めに帰すべき事由により、配置予定技術者として申請した者を配置できなくなった場合は、契約書を締結しない。また、その場合において既に契約書を締結している場合は、その契約を解除する（次の場合等は、技術者の変更を認める場合があるので、個別に相談すること。①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、②工場から現地へ工事の現場が移行する場合、③一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合）。

市内の者については、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係確認のため、契約課にあらかじめ提出された「技術職員名簿」に開札日の前日（簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札の場合は25参加申込期間の最終日）までに登載されている技術者であることを審査する。また、準市内・市外の者は、配置予定技術者が入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの証明について、別途、証明書等を請求する場合がある。

なお、下請契約の金額は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条第1項で定める金額以上となることが予定される場合に監理技術者の資格を有する者を配置させること、建設業法施行令第27条第1項で定める金額以上となる場合に工事現場ごとに専任の者であること等、建設業法の対応については、入札参加者が自らの確に行うこととする。

オ 11において、施工実績を求める場合、要求以上の施工実績を有していることが必要である。この施工実績は、公告中に特に説明がない場合、元請としての実績とし、下請としての施工経験は含まない。

条件中の「公共工事」の定義は、建設業法第27条の23第1項の「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の範囲とする。具体的には、国、地方自治体、独立行政法人、公社又は事業団等を発注者とする工事をいう。ただし、建築一式工事の場合は請負金額1,500万円未満、その他の工事の場合は請負金額500万円未満も対象とする。

また、共同企業体の施工実績で申請しようとするときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が20%以上であること。また、施工実績に係る請負金額を入札参加資格に求めている場合は、当該出資比率を乗じた額が求める条件以上であること。

なお、この11で求める施工実績は、入札参加する企業等の実績であり、この工事に配置を予定する技術者個人の実績である必要はない。

カ 12において、その他の入札参加条件を求める場合、その求める条件に合致した者であること。

なお、12に「施工実績特例制度」についての記述がある場合は、一部の条件を満たさない者も入札に参加することができるので、次の「2 施工実績特例制度について」を熟覧すること。

2 施工実績特例制度について（入札参加資格の12に「施工実績特例制度」についての記述がある場合のみ参照すること。）

(1) 入札参加資格の特例

この入札には、入札参加資格の11の施工実績を満たさない者も参加できるが、落札した場合、次号の制約を受ける。

※ 上記を適用し、落札者になった者をこの説明書では「特例適用者」という。

(2) 特例適用者の付加条件

特例の適用中（工事を完成し引渡しをするまでの間）は、他の工事の入札で特例を受けることはできない（特例適用者は、他の工事の開札日の前日までに当該工事を完成させ、引渡しをしていれば、特例を受けて落札候補者となることことができる。）。

なお、特例を受けた場合であっても施工実績のある業種の入札が制限されることはない。

(3) その他

ア 特例適用者であってもこの工事を完成し、引き渡した以降の入札

においては、この工事の施工実績を使用して、特例を適用せずに入札に参加することができるようになる（ただし、工事成績が65点未満のときは、施工実績とはみなさない。）。

イ 土木一式工事、舗装工事又は水道施設工事の、予定価格が500万円未満の入札においては、施工実績特例制度を利用することにより、9に示す評定値の要件を満たさない者も参加できる。

3 入札（契約）条件について

- (1) 13が「有」の場合は、岡崎市建設工事最低制限価格運用要領の規定により最低制限価格が設定されている。入札金額が税抜最低制限価格未満の場合、落札者となることができないので注意すること。ただし、入札金額が税抜最低制限価格と同額の場合は落札者となることができる。

また、最低制限価格の算出方法は定期的に変更されるため、最新の岡崎市建設工事最低制限価格運用要領を確認すること。

- (2) 14が「有」の場合は、低入札調査基準価格が設定されている。入札金額が税抜低入札調査基準価格未満の場合、落札決定に当たって、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第7条に基づく調査を実施する。低入札調査基準価格は、同要領の規定に従って定められているが、入札した価格の合理性や工事の完成に係る計画性等について調査するものであり、低入札調査基準価格未満の者を失格とする制度ではない。ただし、入札金額が同要領第2条第1項第5号に規定する額未満の者は失格となる。

また、低入札調査基準価格の算出方法は定期的に変更されるため、最新の岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領を確認すること。

- (3) 15が「免除」の場合は入札保証金を納付する必要はない（現在、岡崎市は全ての入札の入札保証金を免除している。）。
- (4) 16に示すように、契約金額が500万円（税込）以上の場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要となる。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（契約保証金に関する詳細な規定は、「岡崎市工事請負契約保証事務取扱要領」を参照すること。）。
- (5) 17が「有」の場合は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物

の再資源化の実施が義務付けられた工事である。契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があるので、関係書類を速やかに提出すること。

- (6) 18が「有」の場合は、前金払の対象となる。前金払の率等については、「岡崎市公共工事前金払処理要領」を参照すること。
- (7) 19に示す期日は、契約締結の期限である。市の承諾がある場合を除き、期間内に契約書を提出しない場合は、落札者の権利を失うこととなる。この契約の締結には、16及び17の書類が必要となるが、特に、16の契約保証金の手続には、時間を要する場合があるので、注意すること。
- (8) 20の「分割工事」が「有」の場合は、別に示す「分割工事における入札の取扱いについて（通知）」を熟覧すること。
また、「余裕期間制度活用工事」が「有」の場合は、余裕期間制度活用工事である。詳細は、設計図書内の「余裕期間制度活用工事（フレックス方式）」に関する特記仕様書を確認すること。
- (9) 22の「その他」に示された条件がある場合、その内容を熟覧の上、入札に参加すること。なお、「この案件は、岡崎市公契約条例に係る労働環境確認措置対象である。」と示されている案件は、岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認措置対象となり、受注事業者及び50万円以上の一部受注をする下請事業者は、岡崎市に対し労働環境報告書を提出するなどの事務手続が必要となる。詳細は、岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種情報>岡崎市公契約条例について）を確認すること。
- (10) 週休2日制工事については、岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種要領等>各種要領（資格審査・発注基準関係）>週休2日制工事）を確認すること。

4 入札の手続等について（簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札では、4の(5)から(7)まで及び(10)並びに(11)について、参照する必要はないが、「5 総合評価方式の入札の手続等について」を必ず参照すること。）

- (1) この入札に係る手続は23に示す電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用するため、本入札に参加するには電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく特定認証

事業者が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得しており、かつ、電子入札システムへICカードの利用者登録を行っていることが必要となる。

紙による参加資格の申請又は入札書の提出は、原則として認められない。ただし、岡崎市電子入札実施要領第11条に基づき、やむを得ないと認められる事由により承諾を得た場合はその限りでない。

- (2) 24の設計図書の入手方法については、電子入札システムの入札情報サービスから電子配信を行う。

設計図書を手に入らずに入札を行った場合、根拠のない入札金額を投じたものとみなし、失格とする。

- (3) この入札に参加を希望する者は、25の期間に26の書類を添えて電子入札システムで申請すること。ただし、26の書類の再度の提出（システムの操作ミス等により、書類が添付されなかった場合を含む。）は、25の期間内においては、32の連絡先に持参、FAX、E-mail等により提出することで、差し替えを行うことができる（25の期間終了後に到着したものは、一切の変更を認めない。）。持参以外の方法により提出を行った場合は必ず、32の連絡先に到着確認の電話を行うこと。※提出先E-mailアドレス：denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

- (4) この入札に関する設計図書に関して、質問がある場合は、質問回答書を、32の連絡先へ27の期間内に提出すること（質問回答書は岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種様式>建設工事用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。提出方法は持参、E-mail又はその他の電磁的方法に限ることとし、持参以外の方法により提出を行った場合は、必ず32の連絡先に到着確認の電話を行うこと。なお、提出された質問に関する回答は入札開始日の前日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその直前の平日）までに、電子入札システムの入札情報サービスにより公開するため、自社の質問の有無にかかわらず、入札書提出前には回答書の有無を必ず確認すること。

※提出先E-mailアドレス：denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp

また、この入札に関する現場（公共の場所以外）の確認を希望する場合は、現場確認申出書を、32の連絡先へ27の期間内に提出すること（現場確認申出書は岡崎市ホームページ（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種様式>建設工事用の様式）の様式をダウンロードし、使用すること。）。提出方法は、上記の質問回答書の提出方法と同様とし、同じく到着確認の

電話を行うこと。現場確認申出書の到着後、5に示す発注課の職員から申出書の提出者に、電話を行う。現場確認の実施期限は、入札開始日の前日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその直前の平日）までとする。ただし、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価落札方式による入札の場合は、25の期間の末日の前日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその直前の平日）までとする。

- (5) 28の参加資格通知期限日は、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札以外の入札において、使用しない。
- (6) 入札に参加を希望する者は、29の入札期間に入札をすることができる。その際には、30に示す工事費内訳書の添付が必要である。工事費内訳書の添付に当たっては、「6 工事費内訳書について」を必ず参照すること。
- (7) (3)の申請を行った後に、この入札への参加を辞退する者は、29の入札期間中に電子入札システムで入札辞退届を提出すること。入札辞退届を提出しない辞退者に対し、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。
- (8) 開札は、31の時間及び場所で行うが、必ずしも立ち会う必要はない（落札者の通知については、「7 落札者の決定について」を確認すること。）。
- (9) 入札回数は1回とする。ただし、予定価格を事後公表とする場合であって落札者が無いときは再度の入札（1回のみ）を行う（再度の入札を行う場合、電子入札システムにより再度の入札の日時を通知するため、注意すること）。再度の入札の場合は、4の(17)から(21)までについても参照すること。
- (10) 開札の結果、最低価格提示者（特別簡易型総合評価方式の入札の場合は、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条により算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者。以下同じ。）が2者以上あった場合、電子入札システムにより電子くじを行い、落札候補者を決定する。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した3桁の番号となる。くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはない。電子くじの結果は電子入札システムで入札者に通知する。
- (11) 開札により最低価格提示者となった者を落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、資格の確認を行うものとする。
- (12) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100

分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13) 天災地変があった場合又はシステム障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合は、入札又は開札の執行を延期若しくは中止し、又は入札方法を変更することがある。

なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とする。

- (14) 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、岡崎市公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続の変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがある。

- (15) 予定価格の10%未満の額の入札は、桁違いによる錯誤とみなして無効とする。

- (16) 民間企業と兼業している職員の関連法人等については、岡崎市職員の兼業先企業等に係る入札等制限要領第8条第1項に定められた必要書類を、同条第2項に定める提出期限までに提出しない場合、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (17) 4の(9)ただし書の場合にあって再度の入札を行う場合、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加できないものとする。

ア 直前の入札で岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第2条第1項第5号に規定する額未満の価格の入札をした者

イ 直前の入札に参加しなかった者

ウ 直前の入札で契約の履行が不可能な価格の入札をした者

エ 入札参加資格の確認等により失格となった者

オ 直前の入札で岡崎市入札参加心得第6第2項の規定に該当する入札をした者（ただし、同第1項第6号及び第11号から第13号の規定に該当する入札をした者及び「6 工事費内訳書について」の(2)に該当する入札をした者を除く。）

- (18) 4の(9)ただし書の場合にあって再度の入札を行う場合、4の(6)の規定にかかわらず、再度の入札時に工事費内訳書を添付する必要はない。

- (19) 再度の入札でも落札者が決定しない場合であって、再度の入札にお

ける最低入札価格と予定価格の乖離が概ね5%以内の場合は、不落随契に移行する。その場合は、不落随契に参加可能な入札参加者に対して、電子入札システムにより見積依頼通知書が通知される。通知書に記載の見積締切予定日時までに、電子入札システムで見積書又は辞退届の提出を行うこと。不落随契における落札候補者は、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条を準用して算出した数値の最も高い者とし、当該落札候補者の入札参加資格の確認を行う。

(20) 不落随契においては、4の(17)及び(18)の規定を準用する。なお、3の(2)の規定も準用するが、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第2条第1項第5号の規定は準用しない。

(21) 不落随契において、4の(19)に規定する評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。くじの手順は以下のとおりとする。

ア くじ対象者のくじ番号は、直前の入札の入札書に記載のくじ番号とする。

イ くじ対象者の順序番号は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における業者統一番号の昇順で、0番から順に付与する。ただし、くじ対象者が特定共同企業体の場合は、代表構成員の業者統一番号に基づき付与する。

ウ 順序番号の付与の後、次の算式により、その余りを算出する。

くじ対象者の各くじ番号の合計 ÷ くじ対象者の数

エ ウで算出した余りと、付与された順序番号が一致するくじ対象者を、落札者とする。

オ アからエの手順によりくじを実施できない場合は、当該入札に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。

5 簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式の入札の手続等について（簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による入札のみ参照すること。）

(1) 28の参加資格通知期限日は、26に記載の書類を確認し、この入札に参加を希望する者の入札参加資格の有無を通知する期限日を表している。また、当該参加資格に関する審査は、25に記載の参加申込期間の終了後に開始する。

(2) 前号の規定により入札参加資格が認められた者は、29の入札期間に入札をすることができる。その際には、30に示す工事費内訳書の添付が必要である。工事費内訳書の添付に当たっては、「6 工事費内訳書

について」を必ず参照すること。

- (3) 「4の入札の手続等」(3)の申請を行った後に、この入札への参加を辞退する者は、29の入札期間中に電子入札システムで入札辞退届を提出すること（前号で入札参加資格を認められた者に限る。）。入札辞退届を提出しない辞退者に対し、岡崎市入札参加停止措置要領に基づき入札の参加を制限する。
- (4) 開札の結果、評価値の最も高い者（以下「最高評価値取得者」という。）の工事費内訳書の確認を行う。また、最高評価値取得者が2者以上あった場合は最高評価値取得者全ての工事費内訳書の確認を行う。当該入札者の入札が無効と認められたときは、評価値の次順位の者を最高評価値取得者とし、工事費内訳書の確認を行うものとする。
- (5) 最高評価値取得者が2者以上いる場合で、前号の工事費内訳書の確認の結果、いずれの入札も有効と認められた場合は、電子入札システムにより電子くじを行い、落札者を決定する。電子くじのくじ番号は、あらかじめ入札書に入力した3桁の番号となる。くじは、自動的に行われるので、入札者がくじを行う操作をすることはない。電子くじの結果は電子入札システムで入札者に通知する。

6 工事費内訳書について

- (1) 工事費内訳書は、岡崎市ホームページの様式をダウンロードし、使用すること。
（市トップ>事業者の方へ>入札・契約・公共工事に関する情報>入札・契約の広場>各種様式>建設工事用の様式）
- (2) 提出された工事費内訳書が以下のいずれかに該当する場合は、無効な入札とみなすため、提出した者は落札者となることができない。
 - ア 入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない場合
 - イ 工事費内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない場合
 - ウ 「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建設業退職金共済契約に係る掛金」及び「安全衛生経費」のいずれかの項目が無い場合
- (3) 「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建設業退職金共済契約に係る掛金」及び「安全衛生経費」の項目の金額等の記載に不備があった場合は、記載内容について確認を行う場合がある。
- (4) 工事費内訳書の再度の提出は認めない。

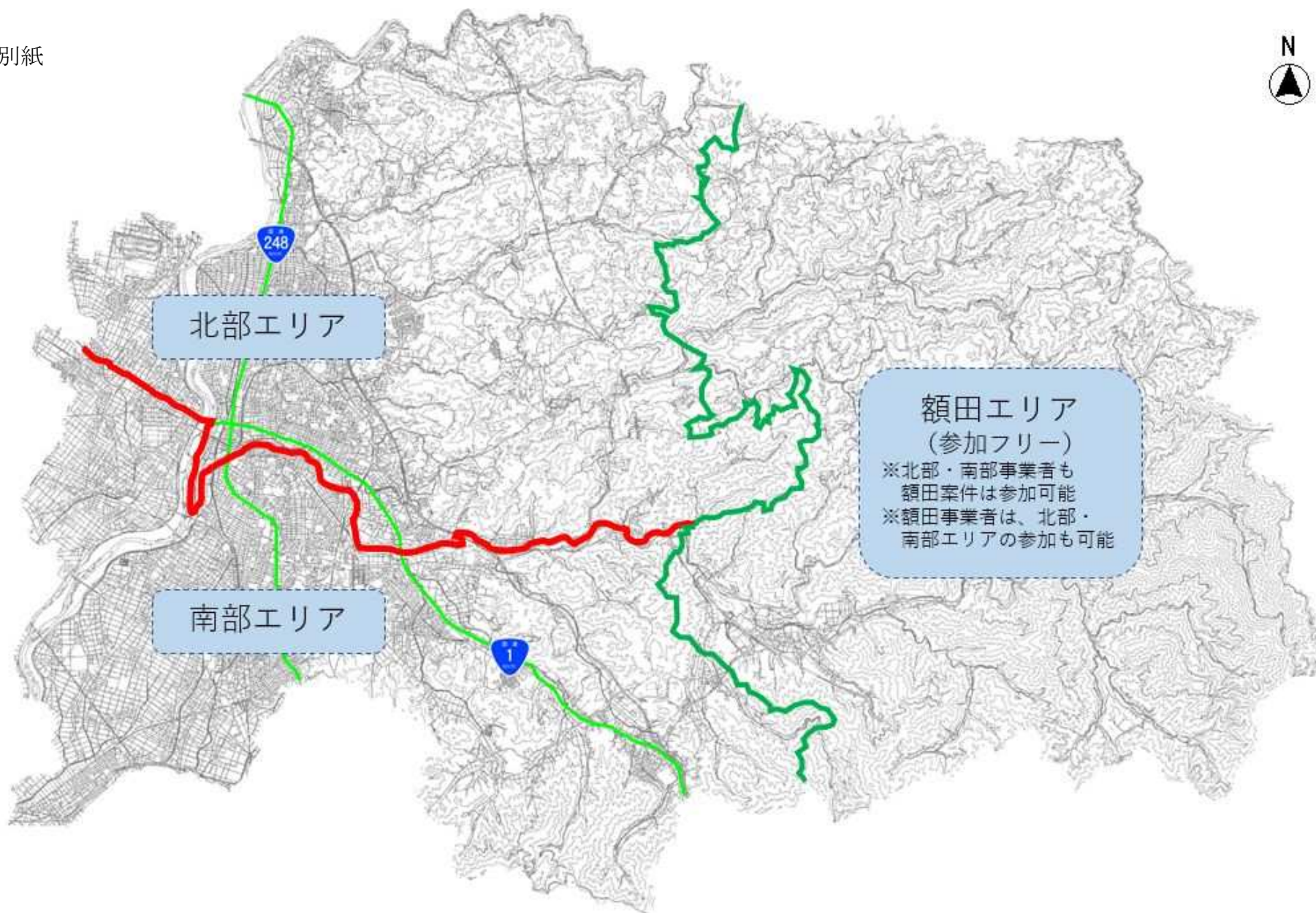
7 落札者の決定について

- (1) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日に行い、電子入札システムにより落札者の名称及び落札金額が入札者全員に通知される。
- (2) 落札者の決定は、入札番号順に行う。落札決定前に入札参加資格を有しなくなった場合は、落札者となれない。
- (3) 落札者には契約手続の連絡を電子メールで通知する。詳細は、岡崎市ホームページ（市トップ＞事業者の方へ＞入札・契約・公共工事に関する情報＞入札・契約の広場＞契約の手続＞契約手続きに関する情報）を確認すること。

8 その他

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の操作方法に関する問合せは、次のヘルプデスクを利用すること。

ヘルプデスク 電話 0120-059-399（フリーダイヤル）



市内（北部）：

葵町、青木町、曙町、朝日町、新居町、伊賀町、伊賀新町、石神町、井田町、井田新町、板田町、井田西町、井田南町、板屋町、稲熊町、井ノ口町、井ノ口新町、岩津町、岩戸町、岩中町、魚町、宇頭町（国道1号より北）宇頭北町、梅園町、恵田町、小美町、生平町（乙川より北）、大井野町、大平町、大柳町、奥殿町、奥山田町、小呂町、柿田町、欠町、籠田町、上里一丁目、上里二丁目、上里三丁目、亀井町、鴨田町、鴨田本町、鴨田南町、唐沢町、河原町、川向町、北野町、久右エ門町、切越町、蔵次町、桑原町、康生町、康生通、高隆寺町、寿町、小針町、古部町、駒立町、小丸町、才栗町、材木町、栄町、島町、十王町、城北町、真伝一丁目、真伝二丁目、真伝吉祥一丁目、真伝吉祥二丁目、真伝町、真福寺町、末広町、菅生町、須淵町、田町、大樹寺一丁目、大樹寺二丁目、大樹寺三丁目、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、大門四丁目、大門五丁目、滝町、田口町、丹坂町、茅原沢町、伝馬通、百々町、百々西町、堂前町、中町、中岡崎町、中園町、西阿知和町、西魚町、西大友町、錦町、西蔵前町、西中町、仁木町、根石町、能見町、能見通、箱柳町、橋目町、秦梨町、八幡町、八丁町、八帖町、八帖北町、八帖南町、日影町、東阿知和町、東大友町、東蔵前町、東蔵前一丁目、東蔵前二丁目、東能見町、日名北町、日名中町、日名西町、日名本町、日名南町、広幡町、福寿町、舳越町、蓬萊町、細川町、洞町、本町通、松橋町、松本町、丸山町、花崗町、宮石町、元欠町、元能見町、森越町、門前町、安戸町、八ツ木町、矢作町（国道1号より北）、藪田一丁目、藪田二丁目、祐金町、米河内町、蓬生町、両町、連尺通、六地蔵町、六供町、六供本町、若宮町、渡通津町

市内（南部）：

赤渋町、安藤町、池金町、市場町、井内町、上地町、上地一丁目、上地二丁目、上地三丁目、上地四丁目、上地五丁目、上地六丁目、宇頭町（国道1号より南）、宇頭東町、宇頭南町、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、生平町（乙川より南）、大西町、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大幡町、岡町、上青野町、上佐々木町、上衣文町、上三ツ木町、上明大寺町、上六名町、上六名一丁目、上六名二丁目、上六名三丁目、上六名四丁目、上和田町、北本郷町、久後崎町、国正町、暮戸町、桑谷町、在家町、坂左右町、定国町、島坂町、下青野町、下佐々木町、下三ツ木町、下和田町、庄司田一丁目、庄司田二丁目、庄司田三丁目、正名町、城南町、昭和町、真宮町、大和町、高橋町、竜美旭町、竜美大入町、竜美北一丁目、竜美北二丁目、竜美新町、竜美台一丁目、竜美台二丁目、竜美中一丁目、竜美中

二丁目、竜美西一丁目、竜美西二丁目、竜美東一丁目、竜美東二丁目、竜美東三丁目、竜美南一丁目、竜美南二丁目、竜美南三丁目、竜美南四丁目、筒針町、天白町、土井町、富永町、鶴巢町、戸崎町、戸崎新町、戸崎元町、中島町、中島中町、中島西町、中島東町、中田町、中之郷町、中村町、新堀町、二軒屋町、西本郷町、合歓木町、野畑町、羽栗町、柱町、柱一丁目、柱二丁目、柱三丁目、柱四丁目、柱五丁目、柱六丁目、柱曙一丁目、柱曙二丁目、柱曙三丁目、鉢地町、羽根町、羽根北町、羽根西一丁目、羽根西二丁目、羽根西三丁目、羽根西新町、羽根東町、針崎町、針崎一丁目、針崎二丁目、東本郷町、東牧内町、東明大寺町、吹矢町、福岡町、福桶町、藤川町、藤川荒古、藤川台一丁目、藤川台二丁目、藤川台三丁目、不吹町、法性寺町、保母町、舞木町、牧御堂町、美合町、美合新町、美合西町、三崎町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、南明大寺町、蓑川新町、蓑川町、みはらし台、宮地町、明大寺町、明大寺本町、向山町、六名一丁目、六名二丁目、六名三丁目、六名町、六名新町、六名東町、六名本町、六名南一丁目、六名南二丁目、本宿町、本宿茜、本宿台、本宿西、矢作町（国道1号より南）、山綱町、竜泉寺町、若松東一丁目、若松東二丁目、若松東三丁目、若松町、渡町